

○大府市コミュニケーション支援者養成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市障がいのある人のコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(令和3年大府市条例第23号)に基づき、コミュニケーション支援者を養成するため、手話通訳者及び要約筆記者を養成する講習会に参加する市民に対し、予算の範囲内において交付する大府市コミュニケーション支援者養成補助金(以下「補助金」という。)に関し、大府市補助金等交付規則(昭和46年大府市規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、市税等の滞納がない者
- (2) 愛知県が行う手話通訳者養成講習会又は要約筆記者養成講習会(以下「補助対象講習会」という。)の修了者(修了できなかったことについて市長がやむを得ないと認める者を含む)。ただし、当該講習会が2年度に渡る場合における初年度においては修了が見込まれる者
- (3) 手話通訳者全国統一試験、手話通訳技能認定試験又は全国統一要約筆記者認定試験を受験する意思がある者
- (4) 前号に規定する試験の合格後、市内においてコミュニケーション支援者として活動できる者
- (5) 補助金の交付を受けようとする補助対象講習会について、過去に補助金(当該講習会が2年度に渡る場合における初年度の補助金を除く。)の交付を受けていない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象講習会の会場までの交通費とする。

2 前項の交通費は、公共交通機関による最短の経路とし、専ら補助対象講習会に出席する場合の交通費のみを対象として算定する。

3 補助金の額は、当該年度分の補助対象経費の合計額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象講習会の申込みをした後に、大府市コミュニケーション支援者養成補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象講習会の申込みを行った書類の写し
- (2) 補助対象講習会の開催要綱その他補助対象講習会の内容の確認できる資料
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付を決定し

たときは、大府市コミュニケーション支援者養成補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第6条 申請者は、申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに大府市コミュニケーション支援者養成補助金変更交付申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。ただし、軽微な変更の場合は、この限りでない。

（変更交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の変更をしたときは、大府市コミュニケーション支援者養成補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告及び交付の請求）

第8条 申請者は、当該年度の補助対象講習会の受講を全て終えたときは、速やかに大府市コミュニケーション支援者養成補助金実績報告書兼請求書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象講習会の修了証の写し（修了できなかったことについて市長がやむを得ないと認める場合及び当該講習会が2年度に渡る場合における初年度の申請を除く。）
- (2) 補助対象講習会の出席状況が確認できるもの（出席簿の写し等）
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の報告書兼請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助対象者に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。